

後援・推薦名義使用に関する取扱要綱

昭和62年4月1日から適用

平成10年6月1日一部改正

(承認事業の基準第2条3(3))

(目的)

第1条 深川市教育委員会が行う各種事業の後援及び推薦名義（以下「後援等」という）使用承認の取扱については、この要綱に基づいて処理する。

(後援等)

第2条 官公庁・公共的性格を有する団体等の実施する教育・文化・スポーツ等の事業について、主催するものから後援等の申し出があった場合は、次項の定めるところにより決定する。

ただし、特定の政治活動、宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体及び事業は除外する。

1. 承認団体の範囲

後援等の承認については、事業を主催する団体に代表者・役員等がおかれ、規約・予算・事業計画等が明確であり、かつ継続的な事業が期待できる次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 官公庁
- (2) 公共的性格を有する団体
- (3) 学校教育を目的とする団体
- (4) 社会教育を目的とする団体（社会教育活動を行う団体を含む）
- (5) 体育・スポーツ・レクリエーションを行う団体
- (6) 芸術・芸能・文化活動を行う団体
- (7) その他、教育長が特に認める団体

2. 承認事業の範囲

後援等の承認については、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 学校教育の振興を目的とした事業であること。
- (2) 社会教育の普及・振興を目的とした事業であること。
- (3) 体育・スポーツ・レクリエーションの普及・振興を目的とした事業であること。
- (4) 芸術・芸能・文化の普及・振興を目的とした事業であること。
- (5) その他、公共的意義が認められる適切な事業であること。

3. 承認事業の基準

後援等の承認については、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 参加対象は、原則として全市的なものであること。
- (2) 文部科学省・文化庁・北海道教育委員会の後援・推薦がある事業、または後援等を求める内容に問題点がなく、かつ奨励する必要があると認められる事業であること。
- (3) 入場料等については、その事業の内容に適した額であること。
- (4) 小・中学生対象事業の場合は、深川市生徒指導申し合わせ事項に定める帰宅時刻を過ぎない時間帯に実施されるものであること。
- (5) 実施の場所は、原則として社会教育施設または社会教育関係施設であること。

4. 承認の条件

後援等を承認するに当たっては、次の条件を付する。

- (1) 当初の事業計画・内容に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。
- (2) 事業内容に虚偽の事実を発見したとき、または承認の条件に反したときは、後援等を取り消すことができる。
- (3) 後援等は名義のみであり、経費・労力負担はもとより事業の実施によって生じた諸問題について、教育員会は一切その責任を負わないものとする。
- (4) 入場券・整理券・チラシ・ビラ・ポスター等は、別に指示のある場合を除き学校・公民館等教育施設に持ち込み販売、配付、掲示等を行わないものとする。
- (5) 看板・ポスター等を街頭等に掲示する場合には、必ず所有者・管理者の承諾を得て、事業終了後はただちに撤去する。

5. 後援等の手続

後援等の手続は、次により行うものとする。

- (1) 事業の実施について後援等をうけようとするものは「後援等名義使用願」(様式1)を提出するものとする。
- (2) 事業の内容が適当であると認められたものは「後援等について(通知)」(様式2)により文書で承認するものとする。

6. 事務処理

後援等所管課が明確なものについてはその所管課において処理し、内容が複数の所管課または明確にできない場合は、学務課管理係において処理するものとする。

様 式 1

後援等名義使用申請書

令和 年 月 日

深川市教育委員会教育長 様

団体名 _____

代表者 _____ 印

次の事業について、深川市教育委員会の〔後援・協賛・推薦〕名義の使用を承認願いたく申請いたします。

事業名	
開催場所	
日時	自 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 至 令和 年 月 日 午前・午後 時 分
事業の目的 及び内容	
入場料等の 徴収の有無	有 { 有の場合〔入場料・参加料・会費 他()〕 大人 円 1チーム 円 小人 円 無
主な後援団体名	
対 象	
見込人員	

○連絡先

住 所 _____

氏 名 _____ TEL _____

平成 年 月 日

様

深川市教育委員会教育長

(担当： 課 係)

後援等について（通知）

平成 年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり承認します。
ただし、下記3の事項について承知願います。

記

1 事 業 名

2 後 援 等 後 援 ・ 共 催

3 承認の条件

- ① 当初の事業計画・内容に変更があったときには、速やかに届け出てください。
- ② 事業内容に虚偽の事実を発見したとき、または承認の条件に反したときは、後援等を取り消すことがあります。
- ③ 後援等は名義のみであり、経費・労力負担はもとより事業の実施によって生じた諸問題について、教育委員会は一切その責任を負いません。
- ④ 看板・ポスター等を街頭等に掲示する場合は、必ず所有者・管理者の承諾を得、事業終了後は直ちに撤去してください。